

別表第4（第33条関係）

条例の規定と同等以上の効果を有する市町村の条例の規定	適用しないこととする条例の規定
<p>(1) 京都市風致地区条例(昭和45年京都市条例第7号)第2条、第3条、第5条、第7条及び第11条の規定</p> <p>(2) 京都市自然風景保全条例(平成7年京都市条例第54号)第9条、第11条、第12条、第14条から第16条まで及び第20条の規定</p> <p>(3) 宇治市風致地区条例(平成26年宇治市条例第33号)第3条から第9条までの規定</p> <p>(4) 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例(平成10年亀岡市条例第29号)第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第20条から第22条まで及び第24条の規定</p> <p>(5) 城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例(平成14年城陽市条例第13号)第17条から第26条まで、第32条及び第33条の規定</p> <p>(6) 八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例(平成9年八幡市条例第15号)第5条から第7条まで、第9条、第11条から第15条まで、第20条及び第21条の規定</p> <p>(7) 京田辺市土採取の規制に関する条例(令和元年京田辺市条例第19号)第8条、第9条、第12条、第15条、第17条、第23条、第25条、第27条及び第28条の規定</p> <p>(8) 京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例(令和元年京田辺市条例第20号)第10条、第11条、第14条、第17条、第19条、第26条、第28条、第30条及び第31条の規定</p> <p>(9) 南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成18年南丹市条例第199号)第6条、第7条、第9条から第12条まで、第18条、第19条及び第21条の規定</p> <p>(10) 井手町土採取事業規制条例(平成4年井手町条例第2号)第5条、第6条、第9条から第12条まで、第14条及び第15条の規定</p> <p>(11) 井手町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例(平成4年井手町条例第3号)第5条から第11条まで、第17条、第18条及び第20条の規定</p> <p>(12) 宇治田原町土採取事業の規制に関する条例(平成8年宇治田原町条例第33号)第7条から第12条まで、第15条から第17条まで及び第19条の規定</p> <p>(13) 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例(平成8年宇治田原町条例第34号)第9条から第13条まで、第17条、第20条から第22条まで及び第24条の規定</p> <p>(14) 宇治田原町風致地区条例(平成26年宇治田原町条例第20号)第2条から第7条までの規定</p> <p>(15) 和束町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積等の規制に関する条例(平成12年和束町条例第22号)第5条から第11条まで、第16条、第17条及び第19条の規定</p> <p>(16) 南山城村土採取事業の規制に関する条例(平成4年南山城村条例第16号)第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第18条及び第21条の規定</p> <p>(17) 南山城村土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積等の規制に関する条例(平成4年南山城村条例第17号)第5条、第7条、第8条、第10条、第11条、第17条及び第20条の規定</p> <p>(18) 京丹波町の環境保全等に関する条例(平成17年京丹波町条例第132号)第8条から第13条まで、第19条、第20条及び第22条の規定</p>	<p>第3章の規定</p>